

## 中津川市規則第 17 号

### 中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例（令和 3 年中津川市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により産業動物獣医師養成修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産業動物獣医師養成修学資金貸付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大学の学長の推薦書
- (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本（申請者及び連帯保証人が記載されているもの）
- (3) 身上調書（様式第 2 号）
- (4) 健康診断書（様式第 3 号）

(連帯保証人)

第 3 条 連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2 連帯保証人のうち 1 人は、申請者の父母又は親族であってこれに代わる者（以下「父母等」という。）でなければならない。

(貸付の決定)

第 4 条 市長は、条例第 7 条第 2 項の規定により、修学資金を貸付けすることに決定したときは産業動物獣医師養成修学資金貸付決定通知書（様式第 4 号）により、修学資金を貸付けしないことに決定したときは産業動物獣医師養成修学資金貸付不承認通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第 5 条 修学資金の貸付決定の通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、その通知を受けた日から 20 日以内に、誓約書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に誓約書を提出しない者は、借受者となることを辞退したものとみなす。

(借用証書)

第 6 条 借受者は、修学資金の最後の貸付け分の交付を受けた後、貸付けを受けた修学資金の全額について市長の定める日までに、中津川市産業動物獣医師養成修学資金借用証書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第 7 条 条例第 10 条の規定により修学資金を返還することとなった者（以下「返還者」と

いう。)は、速やかに中津川市産業動物獣医師養成修学資金返還計画書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 返還者は、年賦、半年賦又は月賦のいずれかの方法により、返還しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、返還者は修学資金を全部又は一部繰り上げて返還することができる。

(返還の免除等)

第8条 条例第11条の規定による返還債務の猶予又は条例第12条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、産業動物獣医師養成修学資金返還免除(返還猶予)申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の産業動物獣医師養成修学資金返還免除(返還猶予)申請書を受理したときは、その内容を審査し、返還債務を免除し、又は返還債務の履行を猶予することを適当と認めるときは産業動物獣医師養成修学資金返還免除(返還猶予)決定通知書(様式第10号)により、返還債務を免除し、又は返還債務の履行を猶予することを不適当と認めるときは産業動物獣医師養成修学資金返還免除(返還猶予)不承認通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 借受者は、修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、産業動物獣医師養成修学資金貸付辞退届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに異動届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は本籍を変更したとき。
- (2) 転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所又は本籍に変更があったとき。
- (7) 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。
- (8) 卒業したとき。
- (9) 獣医師の業務に従事したとき、又は獣医師の業務に従事しなくなったとき。
- (10) 勤務先を変更したとき。

- 3 借受者は、修学資金の返還又は返還の免除が決定するまでの毎年3月31日現在の状況を、中津川市産業動物獣医師養成修学資金現況報告書(様式第14号)により、市長に届け出なければならない。

- 4 連帯保証人は、借受者が病気その他やむを得ない理由により前項の届出をなし得ない

ときは、借受者に代わりこれを届け出なければならない。

5 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに死亡届（様式第15号）に死亡診断書を添えて市長に届け出なければならない。

6 連帯保証人を変更するときは、新たに連帯保証人となる者の保証書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（貸付台帳等）

第10条 市長は、修学資金の貸付けを行ったときは、産業動物獣医師養成修学資金貸付台帳（様式第17号）及び産業動物獣医師養成修学資金貸付整理簿（様式第18号）を備え付け、所要事項を記載するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。